

仕様書（案）

本仕様書は、甲（福島県）が乙（受託者）に委託する下記委託業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

1 委託業務の名称

令和7年度「地域資源を活用した県南地域周遊促進事業（サウナヴィレッジしらかわ）」業務

2 目的

しらかわ（県南）地域は、若者の流出や少子化による人口減少に加え、観光客入込数についても、コロナ禍前の水準まで回復していないなど、地域活性化に向けた交流人口・関係人口づくりが急務となっている。そこで、昨今一大ブームとなっており、県南9市町村全てに存在する「サウナ」を活用した周遊促進事業の実施により、県南地域内外から観光客を誘客し交流人口・関係人口の拡大を図る。

また、令和7年度より「ふくしまプレデスティネーションキャンペーン（プレDC）」が予定されていることから、同プレDCと連携して実施することで相乗効果を図る。

3 委託内容

(1) 概要

しらかわ地域のサウナ施設及びサウナ飯^{※1}を提供する事業者や飲食店の利用促進に繋がるPRイベントや情報発信等を実施する。実施にあたっては、「サウナヴィレッジしらかわ」^{※2}のコンセプトや流れを踏襲し、また「サウナ×グルメ」「サウナ×キャンプ」といったサウナと他のコンテンツを掛け合わせたPRを行い、幅広い層へ訴求し、相乗効果を狙うこと。

(※1) サウナ飯・・・サウナ後に食べるご飯（飲み物含む）のこと。

(※2) 右記URL参照 ▶<https://sauna.village-shirakawa.com/>

(2) ターゲット

福島県内及び首都圏在住者

（サウナ好きの方に限らず、サウナ初心者や未経験の方も対象とする。）

(3) 業務内容

ア サウナ利用促進に係るPRの実施

(ア) サウナ体験イベント

・しらかわ地域のキャンプ場または参画サウナ施設^{※3}を会場とした、サウナ体験イベントを2回以上開催すること。

(※3) 「サウナヴィレッジしらかわ」に参画するサウナ施設。詳しくは下記URL参照のこと。

▶<https://sauna.village-shirakawa.com/institution>

・会場は、白河市及び西白河郡内から1か所、東白川郡内から1

か所選定すること。

- ・目標参加人数は1か所あたり60名程度とすること。
- ・会場コンテンツについては、ユーザー満足度を向上させる施策を講じること。
- ・キャンプ場を会場とする場合は、イベント参加者が参画サウナ施設も利用するような施策を講じること。
- ・イベント会場内には、観光PRブースも用意すること。（同ブースの出展内容は甲が決定するものとする）
- ・開催にあたっては、県内外に広く周知し参加者を募ること。
- ・イベント参加者からは必要に応じて参加費を徴収し、事業費に充てること。

(イ) キャンペーンイベントの実施

- ・参画サウナ施設やサウナ飯の提供店舗の周遊を促すキャンペーンイベントを1回以上実施すること。
- ・参加者に対し、抽選で賞品（サウナグッズ等）を提供すること。なお、当該賞品調達経費及び後述のウ（ウ）オリジナルグッズ制作経費は合計40万円（消費税込）を上限とし、乙が負担すること。
- ・当該キャンペーンイベントの実施時期は、上記（ア）の実施後とすること。
- ・実施にあたっては、県内外に広く周知し参加を促すこと。

(ウ) 参画サウナ施設への熱波師派遣

- ・参画サウナ施設に対し期間限定で熱波師を派遣し、利用者へ「熱波体験」を提供すること。
 - 対象施設：全参画サウナ施設（R7.2月現在10施設）
ただし、調整の結果、施設側の都合により派遣不可となる施設は除く。
 - 派遣する熱波師：男性1名以上、女性1名以上
 - 実施スケジュール：1施設につき1日間、1日2回以上
- ・実施内容は、施設毎の利用者層に合わせて調整し、利用者の安全や体験満足度の確保に努めること。
- ・熱波体験及び対象施設の周知を目的とした広報ツール（ポスター、チラシ等）を制作するとともに、WebやSNS広告等を活用した広報活動を行うこと。

(エ) 首都圏等で開催されるPRイベントへの出展

- ・首都圏等で開催されるPRイベント（県広報課主催のふくしまフェスタ等を想定）に1回以上ブース出展し、サウナヴィレッジしらかわをPRすること。
- ・ブース装飾や荷物発送等に係る経費は乙が負担すること。

(オ) サウナ体験コンテンツの造成

- ・甲が別に展開するしらかわ地域の観光コンテンツ開発・ブラッシュアップ事業と連携し、地域資源を活用した持続可能なサウナ体験コンテンツの造成を行うこと。

- ・しらかわ地域のサウナの特性や地域の自然環境を活用した新たな付加価値を提案すること。
- ・企画・開発コンテンツの詳細等の内容をまとめた報告書を提出すること。なお、報告書には、持続可能な運営方法や将来的な展開案を含めるものとする。

イ オリジナルサウナ飯のレシピ開発・プレ販売

(ア) レシピの導入支援

- ・令和6年度に修明高等学校等と協業して開発したレシピを参画サウナ飯提供店舗^{※4}に配付し、同店舗でのオリジナルサウナ飯プレ販売を促進すること。

また、店舗販売については、プレDC期間（R7.4～6月）中に開始できるように各店舗と調整すること。

（※4）「サウナヴィレッジしらかわ」に参画しサウナ飯を提供する事業者や飲食店。詳しくは下記 URL 参照。

▶<https://sauna.village-shirakawa.com/saunameshi>

- ・配付するレシピについては、福島県に縁がある料理研究家等の専門家と協業し、各店舗が再現しやすくなるよう工夫すること。
- ・各店舗のコンセプトや要望を踏まえ、提供方法やアレンジ案の提案を行い、無理なく導入できるように最適化を図ること。

(イ) 販売促進に係る PR

- ・オリジナルサウナ飯及び提供店舗の認知拡大を目的とした広報ツール（のぼり、POP 等）を制作するとともに、Web 広告やテレビ等のメディアを活用した広報活動を実施すること。

(ウ) 本格販売・商品化等に向けた検討

- ・令和8年度以降の本格販売並びに商品化、イベント等での販売を目指し、関係者との打合せを実施すること。
- ・打合せの実施にあたっては、令和6年度レシピ開発に関与した関係者や、サウナ飯提供店舗の協力を仰ぐこと。

ウ 環境整備

(ア) 特設サイトの管理・運営

- ・既設の特設サイト「サウナヴィレッジしらかわ」
（<https://sauna.village-shirakawa.com/>）を管理運営すること。なお、特設サイトの掲載内容の追加・修正及びサーバーの管理については、令和8年3月24日（火）まで実施すること。
- ・サウナヴィレッジしらかわのロゴマークについては、デザインを変えずに継続使用すること。（ロゴマークは特設サイト参照）
- ・しらかわ地域にて製造されているサウナ関連製品の情報を追加するなど、特設サイトの内容充実や利便性向上を図ること。

(イ) 広報ツールの増刷

- ・必要に応じて、広報ツール（チラシ・ポスター・のぼり等）

の増刷を行うこと。

・広報ツールには、サウナヴィレッジしらかわのロゴマークを付与すること。

(ウ) オリジナルグッズの制作

・サウナヴィレッジしらかわオリジナルグッズを制作し、イベント等でノベルティとして配付すること。

(グッズ例：ロゴマークを入れたサウナタオル)

(エ) サウナ会議（仮称）の実施

・令和8年度以降の本事業の方向性や新たな施策検討に向けて、以下の条件に基づき「サウナ会議（仮称）」を開催すること。

・参加者は計10名程度とし、これまでサウナヴィレッジしらかわに関わった事業者・関係者及び公募により選出されたサウナ愛好家とすること。なお、公募は上記ウ（ア）の特設サイトを通じて行うこと。

・会議は、参加者が参画サウナ施設等で実際にサウナを体験しながら意見交換を行う形式とすること。

・これまでの事業の振り返りを行い、今後の事業展開や新たなアイデアを議論すること。

・意見交換の内容は記録を取り、今後の施策検討に適した形で整理すること。

*サウナ施設及びサウナ飯の紹介・PRにあたっては、公衆浴場法、食品表示法、健康増進法、景品表示法等関係法令に抵触しないよう注意すること。

エ 事務局体制の整備

サウナ施設及びサウナ飯を提供する事業者や飲食店との連絡調整、各種イベントに係る問合せ対応等、本事業が滞りなく実施できる事務局体制を整えること。

オ 事業成果の把握・とりまとめ

サウナ施設及びサウナ飯を提供する事業者や飲食店等に対しアンケート又は聞き取りを行い、事業の成果や課題を取りまとめること。

カ 実績報告書の作成

イベント等の実績や特設サイトの閲覧数等をまとめた報告書を作成し、提出すること。

4 仕様変更等

(1) 追加費用に対する考え方

本仕様書に定められた業務内容の実施にあたっては、追加の費用負担が生じ

た場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として乙の負担とする。

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、承認を得ること。

(2) 仕様変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、承認を得ること。

(3) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項または本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲と乙が協議して定める。

5 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。